

議案第79号

三田市聖苑条例の一部を改正する条例の制定について

三田市聖苑条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成28年11月28日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市聖苑条例の一部を改正する条例

三田市聖苑条例(昭和62年三田市条例第10号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

使用区分		単位	使用料
火葬施設	12歳以上	1体	死亡者が死亡時に市内に住所を有していたもの 22,000円
			上記以外のもの 44,000円
	12歳未満	1体	死亡者が死亡時に市内に住所を有していたもの 無料
			上記以外のもの 22,000円
	死産児	1胎	使用者が市内に住所を有しているもの 無料
			上記以外のもの 11,000円
汚物等の焼却		1件	3,000円
動物の死体の焼却		1体	3,000円

備考 この表における「動物」とは、小鳥、ねこ、犬その他の動物をいう。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三田市聖苑条例別表火葬施設の使用料の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。